

# 平成29年度 I期選抜入学者募集要項

福島県立二本松工業高等学校

〒964-0937 二本松市榎戸一丁目58の2

電話 (0243) 23-0960

## 1 募集定員

課程	大学科	小学科	I期選抜の募集定員
全日制	工業	機械システム	定員40名の45%程度
		情報システム	定員40名の45%程度
		都市システム	定員40名の45%程度

## 2 出願資格

次の1、2の条件を満たす者とする。

1 次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは平成29年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
  - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
  - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - ③ 文部科学大臣の指定した者
  - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
  - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 別紙の「志願してほしい生徒」を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白・適切である者

## 3 出願方法

- (1) 出願は、1小学科に限るものとし、併願は認めない。
- (2) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (3) 上記(2)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

## 4 出願に必要な書類

### (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

#### ① 入学願書

県教育委員会において作成した用紙を用いる。

入学検定料として2,200円の「福島県収入証紙」を貼りつける。ただし、志願者において消印しないこと。また証紙を重ねて貼らないこと。

中学校においては、これに志願者名簿を添付する。

#### ② 調査書

ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。

#### ③ 志願理由書

本校において準備した用紙を本校ホームページよりダウンロードし、志願者が作成する。

#### ④ 受験票及び入学検定料納付済証明書用紙（切り取らないこと）

県教育委員会において作成した用紙を用い、志願者が中学校名、氏名及び課程・学科名を記入する。

### (2) 上記(1)以外の者

#### ① 入学願書（上記(1)の①に同じ）

#### ② 志願理由書（上記(1)の③に同じ）

#### ③ 健康診断書（平成29年1月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、この要項に示した「2 出願資格」の1(2)の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することができる。

#### ④ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの

#### ⑤ 受験票及び入学検定料納付済証明書用紙（切り取らないこと）

県教育委員会において作成した用紙を用い、志願者が氏名及び課程・学科名を記入する。

## 5 出願期間

(1) **平成29年1月19日(木)**から**1月24日(火)**までとする。

(2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

(3) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒（長形3号で392円分の切手を貼付し、住所・氏名を記入したもの）を同封の上、出願最終日正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡すること。

## 6 自己申告書の提出について

中学校において不登校であった志願者は、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

希望者は次の方法で本校校長に提出すること。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか、又は本校に持参すること。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、82円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封すること。
- (2) 提出期間は、**平成29年1月19日(木)**から**1月24日(火)**までとする。  
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。  
郵送の場合は1月24日(火)の消印有効とする。  
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

## 7 県外からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの出願者は、上記4に示した出願書類のほか、次の書類を提出する。  
本校校長は提出された出願書類を審査し受け付けることができる。
  - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類  
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
  - ② 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類  
市町村が発行する「住民票の写し」  
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- (3) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記4に示した出願書類のほか、次の書類を併せて提出する。
  - 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類  
市町村長が発行する「住民票の写し」  
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

## 8 選抜方法

入学者の選抜に当たっては、志願理由書、調査書の審査結果及び面接、作文の結果を併せて資料として選抜を行う。なお、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適正等を総合的に判定し、合格内定者を決定する。

### (1) 期日、日程、場所、対象学科及び内容

	面接（全志願者） 作文（全志願者）
期日 日程	<b>平成29年2月2日(木)</b> 受付 8:15～ 8:30 諸注意 8:35～ 8:45 作文 9:00～ 9:50 面接 10:00～16:30（受験生によっては昼休みを含む）
場所	福島県立二本松工業高等学校
対象学科	全学科
内容	<b>作文について</b> テーマは本校で設定し、400字程度にまとめる作文とする。 時間は50分間とする。作文については、段階評価する。 <b>面接について</b> 各学科とも個人面接を実施する。 面接の内容には中学校における学習活動の成果を問う内容を含む。 面接については、点数化する。

※面接の日程に変更がある場合、1月30日（月）までに当該中学校長を通じて連絡する。

### (2) 持参するもの

受験票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、腕時計、昼食（必要に応じて）

## 9 調査書の点数化について

各学科とも、調査書の「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定を合計して135点満点とする。また「特別活動等の記録」については、各学科とも65点満点とし、「各教科の学習の記録」とあわせて、合計200点満点とする。

## 10 結果の通知及び入学の確約

### (1) 選抜結果は、平成29年2月7日(火)正午以降に当該中学校長に通知する。

合格内定者には、合格内定通知書を当該中学校長を通して交付する。

### (2) 合格内定の通知を受けた者は、入学確約書を当該中学校長を通して**平成29年2月9日(木)**から**2月13日(月)**正午までに本校校長に提出すること。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

## 1.1 合格者発表

- (1) 入学確約書の提出があった者については、**平成29年3月14日(火)**正午以降に、Ⅱ期選抜合格者とともに本校で発表する。
- (2) 合格者に対しては、**受験票と引きかえに合格通知書**を交付する。
- (3) 提出された書類の記載内容に、事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

## 1.2 通学区域

県下一円とする。

## 1.3 その他

- (1) Ⅰ期選抜で不合格になった者は、新たに出願書類を提出し、Ⅱ期選抜又はⅢ期選抜に出願することができる。入学検定料は必要としない。
- (2) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出すること。ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出すること。

### 東日本大震災により避難している生徒等の入学選抜の出願について

詳しくは福島県教育庁高校教育課のホームページより、平成29年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱を開き、P.82の「東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」を参照のこと。

### 障がい等のある志願者に対する配慮

詳しくは福島県教育庁高校教育課のホームページより、平成29年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱を開き、P.18の「第5 その他 1 障がい等のある志願者に対する配慮」を参照のこと。

### 入学検定料の免除

「福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則」第4条第1項により、激甚災害(当該入学検定料の納入期限前1年以内に指定されたものに限る。)により著しく損害を受けた場合は、入学検定料の免除を受けることができる。